人員及び設備に関する基準について

【訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション】

1. **人員に関する基準の概要**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職種 | 資格要件 | 配置基準 |
| 医師(※1) | 医師 | ・専任の常勤医師１以上 |
| 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 | 理学療法士  作業療法士  言語聴覚士 | ・１以上 |

(※1)〇指定訪問リハビリテーションを行う介護老人保健施設又は介護医療院であって、病院又は診療所(医師について介護老人保健施設又は介護医療院の人員規準を満たす余力がある場合に限る。)と併設されているものについては、当該病院又は診療所の常勤医師との兼務で差し支えないものである。

　　〇指定訪問リハビリテーションを行う介護老人保健施設又は介護医療院であって、当該介護老人保健施設又は当該介護医療院に常勤医師として勤務している場合には、常勤の要件として足りるものであること。

1. **設備に関する基準の概要**

　〇病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であって、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けていること。(利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを設けること。)

　〇指定訪問リハビリテーション、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えていること。（病院等における診療用に備え付けられたものを使用することができる。）

**【人員基準等について】**

**○居宅サービス、介護予防サービス、居宅介護支援、地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービスにおける人員基準等について、詳しくは大阪府条例、市町村条例及び厚生労働省令等をご参照ください。**

**【厚生労働省令等<参考>】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 基準 | 解釈通知 |
| 居宅 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年 厚生省令第37号） | 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年 老企第25号) |
| 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準  （平成18年厚生労働省令第35号） |
| 居宅介護支援 | 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準  （平成11年 厚生省令第38号） | 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年 老企第22号） |
| 地域密着 | 指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省第34号） | 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について  （平成18年 老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号） |
| 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準  （平成18年 厚生労働省令第36号） |